Daiwa Institute of Research

大グル Alan Bracking Drag

~制度調査部情報~

2006年5月30日 全2頁

欧州での上場廃止に向かう 日本企業

制度調査部 齋藤 純

企業会計の「2007年問題」も影響か?

【要約】

欧州の証券取引所での上場を廃止する日本企業が後を絶たない。取引量が少ないことが表向きの理由とされているが、2007年(2009年となる可能性も)からは国際会計基準と日本基準との差異について追加開示等が求められる予定となっており、これに伴う負担増が背景にあるとも考えられる。

わが国の会計基準を設定する ASBJ は、既に IASB とのコンバージェンス(収斂)・プロジェクトを進めているが、国際会計基準との差異解消に対するプレッシャーは、今後ますます強まっていくことが予想される。

欧州の証券取引所での上場を廃止する日本企業が後を絶たない。4 月も、鹿島建設(ロンドン証券取引所)、三菱 UFJ フィナンシャル・グループ(ロンドン証券取引所)、ツムラ(フランクフルト証券取引所)が上場廃止申請を行う旨を発表した1。2005 年以降に欧州市場の上場廃止を決定した企業は次ページの図表の通りだが、いずれの企業もプレスリリースでは、取引量の減少を上場廃止の理由としている。

しかし、欧州市場においては、現在、国際会計基準と日本基準の同等性評価²が進められており、2007年(2009年となる可能性も³)から日本基準に準拠している企業は、国際会計基準との差異について調整措置(補完計算書の作成や追加開示)が必要となる予定となっている。いわゆる「企業会計の2007年(2009年)問題」である。取引量の減少という本来の理由に加え、国際会計基準との差異調整により新たに生じる費用負担が、欧州市場での上場廃止を後押ししているとも考えられる。

¹ 鹿島建設は5月中を目途に、三菱 UFJ フィナンシャル・グループは6月中旬までを目途に、ツムラは12月に上場廃止を完了する予定としている。

EC からの要請により実際に同等性評価を行った CESR(欧州証券規制当局委員会)では、2005 年 7 月に、同等性評価に関する最終報告(技術的助言とも呼ばれる)を EC に提出した。その中では、日本基準は国際会計基準と「総じて同等」とされたが、約 30 項目について重大な差異があるとされた。2007 年以降に日本基準を使用する場合には、国際会計基準との差異について調整措置(補完計算書の作成又は追加開示)が求められる予定となっている。

同等性評価について詳しくは、次の制度調査部情報を参照。

- ・齋藤 純「国際会計基準と日本基準の相違点 EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト 」(2005年9月27日)
- ・齋藤 純「EU、日本企業に追加開示等を義務付け EU で進む第三国 GAAP の同等性評価プロジェクト 」(2005年7月7日)

² 2005 年から EU では上場企業が開示する連結財務諸表に対して国際会計基準の適用が義務付けられており、2007 年からは日本企業を含む EU 域外企業にも、国際会計基準又はそれと同等と認められる会計基準の適用が義務付けられる予定となっている。これに伴い、日本の会計基準は国際会計基準と同等と認められるかという問題が生じ、EC(欧州委員会)が国際会計基準と日本基準の差異を洗い出すプロジェクトが進められている。これが「同等性評価」である。

³ EC は、日本基準を使用することができる期限を 2006 年末から 2 年間延長する EC 規則改正案を、4 月に発表している。詳しくは、齋藤 純、制度調査部情報「EU、日本企業への追加開示要請を 2 年延期へ 企業会計の「2007 年問題」は、「2009 年問題」へ」(2006 年 5 月 2 日)を参照。

わが国の会計基準を設定する ASBJ(企業会計基準委員会)は、IASB(国際会計基準審議会)とのコンバージェンス(収斂)・プロジェクトを進めているが、国際会計基準との差異解消に対するプレッシャーは、今後ますます強まっていくだろう。わが国と同じく同等性評価の対象となった米国とカナダでは、米国は 2008 年末までに国際会計基準との主要な差異を解消する覚書(MoU)を交わしており、カナダは 5 年以内に公開企業の会計基準として国際会計基準を採用する方針を発表している。

米国・カナダに比べわが国は、IASB とのコンバージェンス・プロジェクトこそ進めているもの、いつまでにどの水準までコンバージェンスを達成させるのか見通しが立っておらず、今後、日本のみが差異調整を求められる状況にもなりかねない。そのような状況が現実のものとなれば、日本企業の欧州市場での上場廃止は一層進む可能性がある⁴。

図表 欧州の取引所での上場廃止を決定した主な企業(2005年以降)

	発表日	企業名	上場を廃止する市場
2005年	1月12日	東レ	フランクフルト、デュッセルドルフ、パリ
	3月4日	コニカミノルタ	フランクフルト、デュッセルドルフ
	3月28日	日新製鋼	フランクフルト
	5月13日	三井物産 *	ルクセンブルク
	6月20日	西友	フランクフルト、デュッセルドルフ、パリ
	6月23日	商船三井	フランクフルト
	6月28日	イトーヨーカ堂	パリ
	7月28日	東芝テック	フランクフルト
	8月11日	フジテック	ルクセンブルク
	9月22日	大和証券グループ本社	ロンドン、フランクフルト、パリ、ブリュッセル
	9月28日	三洋電機 *	フランクフルト、アムステルダム、パリ、スイス
	10月26日	ソニー *	フランクフルト、デュッセルドルフ、パリ、ブリュッセル、 ウィーン、スイス
	12月8日	パイオニア *	アムステルダム、
	12月28日	NEC *	ロンドン、アムステルダム、フランクフルト、スイス
2 0 0 6 年	1月26日	凸版印刷	ルクセンブルク
	3月14日	日立製作所 *	ルクセンブルク、フランクフルト、アムステルダム、パリ
	3月27日	松下電器産業 *	フランクフルト、アムステルダム
	4月11日	鹿島建設	ロンドン
	4月24日	三菱UFJフィナンシャ ル・グループ *	ロンドン
	4月27日	ツムラ	フランクフルト

企業名に * が付いている企業は、米国基準採用企業。 (出所)各社開示資料をもとに大和総研制度調査部作成

⁴ 米国基準に関しては、米国基準と国際会計基準のコンバージェンスが進み、2008 年末までには主要な差異が解消されると予想されている。このことからすると、米国基準を採用している日本企業は、米国基準に基づいて作成した財務諸表を開示することにより EU での資金調達を継続することも可能となる。にもかかわらず、2005 年以降に欧州市場での上場廃止を決定した日本企業の中には米国基準を採用する企業も含まれており、このことは、国際会計基準との差異調整という問題がなかったとしても欧州市場で上場を維持するメリットが低下していることを意味しているとも考えられる。